

入札説明書

〈リバースオークション（RA）〉

神奈川県立図書館本館ほか9施設で使用する
再生可能エネルギー電力の購入
【概算総価入札】
(令和7年11月18日付け公告分)

本調達案件は、入札代理人を介して競り下げ方式（リバースオークション）（以下RAと言う）を活用した入札手続きを取る。

* RAとは、定められた時間の範囲内に入札参加者が複数回価格を提示できる方式である。

神奈川県教育委員会教育局行政部財務課

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）
- (4) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (5) 神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年神奈川県規則第134号）
- (6) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとします。

※ 電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/>

1 調達内容

- (1) 件名
神奈川県立図書館本館ほか9施設で使用する再生可能エネルギー電力
約7,163,117キロワット時
- (2) 購入物品の特質及び契約の条件等
仕様書及び契約書（案）によります。
- (3) 納入期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「その他の物品」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話番号（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和7年12月15日（月）午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588

所在地 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎7階

機関名 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループ

担当：栗山

電話番号 （045）210-1111 内線8112

4 入札説明書等の配布期間

令和7年11月18日（火）から同年12月15日（月）まで

かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）及び入札代理人ホームページにより配布します。

5 競争参加資格確認申請書

入札参加希望者は、参加申請書受付締切日時までに競争参加資格確認申請書及び誓約書（様式3）をかながわ電子入札共同システム、郵送又は持参により3の所属あてに提出

してください。

- (1) かながわ電子入札共同システムにより提出する場合

かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格申請を行ってください。

- (2) 持参又は郵便により提出する場合

3に記載する場所に提出してください。

なお、郵便の場合は、書留郵便等の郵便追跡サービスに対応している方法で提出してください。

※ 持参の場合は受付時間を開庁日の午前9時～正午、午後1時～午後5時とします。

※ 郵便の場合は締切日必着とします。

6 技術提案書

入札参加資格を認められた者は、技術提案書受付期間中に以下の①、②のいずれかにより技術提案書を提出してください。

- ① 3の所属あてに郵送又は持参するとともに、電子入札共同システムにより技術提案書の提出処理を行ってください。

なお、郵便の場合は、書留郵便等の郵便追跡サービスに対応している方法で提出してください。

※ 持参及び郵便の受付時間は5の(2)のとおりです。

- ② 電子入札共同システムにより、技術提案書を添付し、提出処理を行ってください。

7 入札日程

- (1) 参加申請書受付締切日時

令和7年12月15日（月）午後5時

- (2) 質問受付期間

令和7年11月18日（火）午前8時30分から同年12月15日（月）午後8時まで

- (3) 競争参加資格確認通知発行

令和7年12月25日（木）午後8時までに通知します。

- (4) 入札参加者と入札代理人とのRAのシステムを利用するための契約

令和7年12月25日（木）までに締結してください。

- (5) 技術提案書受付期間

令和7年12月26日（金）午前8時30分から令和8年1月8日（木）午後5時まで

- (6) 審査結果通知発行

令和8年1月16日（金）午後8時までに通知します。

- (7) RA実施期間

令和8年1月19日（月）午前9時から同月23日（金）午後3時まで

(8) 入札書提出期間

令和8年1月27日（火）午前8時30分から同月29日（木）午後5時まで

(9) 開札予定日時

令和8年1月30日（金）午前10時

*開札時間は多少前後する可能性があります。ご了承ください。

8 入札に関する注意事項

入札参加者は、入札参加にあたり、委任状（様式2）を以って知事が定める者（株式会社エナーバンク 代表取締役 佐藤 丞吾）を入札代理人として委任しなければならない。

入札参加者は、委任した入札代理人が実施するRAへの参加をもって、入札額を入札代理人に提示するものとする。

但し、RAを中止する場合はこの限りとせず、3の所属からRAの中止連絡以降、(4)イ以下の手続きによる。

入札参加者は、入札代理人と令和7年12月25日（木）までに、RAのシステムを利用するための契約を別途締結すること。

*契約締結の方法は、入札代理人から詳細に説明する。

なお、入札代理人との契約については、次のURLより問い合わせを行うこと。

<https://form.run/@info-FhCVnxf6eaffFBvYraNRA><外部リンク>

RA実施期間：令和8年1月19日（月）午前9時から同月23日（金）午後3時まで

終了予定時刻前の30分以内にRAシステムへの価格提出があった場合、終了予定時刻が30分間自動延長するものとし、自動延長が繰り返され、終了予定時刻が17時を超えた場合、終了予定時刻を令和8年1月26日（月）正午まで延長し、その時刻をもってRAの価格提出を締め切る。

RA終了時刻までに、RA上で価格を提出しない者は、当該入札への参加を辞退したものとする。

(1) RAへの参加方法

入札参加者は、RAの参加方法を次の中から選択できるものとし、参加方法の詳細は入札代理人が提示する。

なお、いずれの方法であってもRAシステム利用料は発生しない。

① インターネットを通じたオンライン上での参加

② 郵便による参加（入札額提示回数は1回とし、当該金額を入札代理人がRA開始後直ちにRAシステムに入力する。）

(2) 入札参加者等の手続き

①入札参加者は、競争参加資格確認申請書及び誓約書（様式3）を令和7年12月15日

(月) 午後5時までに3の所属へ提出する。

* 3の所属は、競争参加資格確認申請書の提出者に対して知事が定める入札代理人に係る情報を提示するとともに、誓約書に記載された情報を知事が定める入札代理人へ通知する。

* 入札代理人は、上記申請書提出者に対し、RAシステムを利用する際の動作確認をするためのIDと仮パスワードを送付する。

②入札参加者は、入札代理人へ入札代理人が指定する日時までに委任状（様式2）を提出する。

* 受任者使用印欄は、入札代理人が上記委任状を受領後、押印する。

③委任状等の提出を受けた入札代理人からRAに参加するためのIDが入札参加者へ送付される。

④インターネットを通じたオンライン上でRAに参加する場合

入札参加者自らがRAシステム上で入札額を入力して提示する。入札額の提示回数は定められた時間内で無制限とする。

RA終了後、入札参加者は、入札代理人の指示に従い、入札書のくじ番号を入札代理人へ通知する。

④郵便によりRAに参加する場合

RA開始価格をRAシステム上などで確認後、②の書類提出の際にRAの入札書（様式及び提出期限は入札代理人の指示による。）を入札代理人へ提出する必要がある。

⑤入札代理人は、④の後、入札参加者がRAシステムで提示した際の最終の入札額を入札書（様式1）に記載し、入札参加者から提出された委任状（様式2）とともに7の(8)に記載の入札書提出期間中に郵送、持参のいずれかの方法で3の所属に提出する。

なお、郵送又は持参の場合の入札書の提出方法については、8の(4)ウを参照すること。

(3) RAシステムで入札参加者が提示する入札額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、品目ごとの1単位あたりの単価（消費税及び地方消費税込みの金額）に当該品目の予定数量を乗じて得た金額の合計額（概算総価）の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額とすること。

入札金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

なお、入札金額を算出する途中での、月々の施設ごとの端数切捨等の端数処理は行わない。

見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算すること。

詳しい積算方法については、「仕様書3（1）電気料金の算定方法及び4入札金額算出方法」を確認すること。

(4) RAの中止

ア 県の都合によりRAを中止する場合がある。その場合、8(2)②により提出された委任状は入札代理人により返却する。以降は、入札参加者が直接電子入札共同システム又は、郵送若しくは持参により入札書を提出する。

イ 入札書又は辞退届の提出を電子入札共同システムにより行う場合の詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとする。

ウ 郵便又は持参により入札書又は辞退届を提出する場合は、記載例に沿った形で入札書又は辞退届を作成し封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○月○日開札、（入札件名）の入札書（又は辞退届）在中」と朱書きし、入札書受付締切日時までに到達するよう、3の所属あてに提出しなければならない。郵便の場合は書留郵便等、確実な方法で提出すること。

郵便又は持参により紙入札書を提出する場合は、電子入札共同システムにより入札書を提出することはできない。紙入札書と電子入札書の両方を提出した場合、どちらの入札書も無効扱いとなるので注意すること。

※ 持参の場合は受付時間を開庁日の午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。

※ 郵便の場合は締切日必着とする。

(5) その他

落札者は、入札代理人に対し、入札代理人と締結する「リバースオークション利用契約書」に定められる所定の「手数料」を支払うこと。

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(4) 契約する金額

契約は、落札者が積算にあたって設定した単価メニューに基づく単価契約とします。

契約単価は、入札金額の内訳書に記載された、入札金額算出の基礎となった品目ごとの単価（消費税及び地方消費税込みの金額）とし、その金額に円未満の端数があるときは、小数点3位以下を切り捨てます。

(5) 提出に関する注意事項

ア 入札参加者は、入札説明書並びに別紙仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）をよく読んだ上で、入札しなければなりません。この場合において、入札説明書及び仕様書等について疑義がある場合は、7の(2)に記載した質問期間中に質問することができます。

ただし、入札説明書及び仕様書等についての不知または不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

イ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

ウ 2の(2)の名簿に登載されていない者であって、競争入札参加資格申請を提出した者が、競争入札の参加者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札日時までに終了しなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としません。

エ 入札の回数は原則として1回とします。

(6) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届をRA実施期間中に入札代理人に提出してください。具体的な方法は入札代理人の指示に従ってください。

入札代理人は7の(8)の入札書提出期間中に郵送、持参のいずれかの方法で3の所属に提出してください。辞退届の提出がない場合は未提出として取扱います。

なお、郵送又は持参の場合の辞退届の提出方法については、8の(4)ウをご参照ください。

(7) 技術審査結果による入札参加資格の取消し

6に基づき提出された技術提案書を審査した結果、不合格となったときは、入札に参加することができません。

(8) 入札の無効

入札書で次の1に該当するものは、これを無効とします。

ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

イ ICカードに登録された名義人に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きをしないまま入札に参加してしまった場合

ウ 他人名義のICカードを不正に取得し使用して行ったもの

エ 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した入札書

オ 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合

- (ア) 入札者等の記載がないもの
- (イ) 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
- (ウ) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (エ) 入札通知に示した件名の記載がないもの
- (オ) その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (カ) 入札書の真正性が確認できないもの
- (キ) 受領期限までに到達しなかった入札書

カ 2通以上提出された入札書

キ 知事が別に定める代理人以外の者がした入札（RAを中止した場合を除く）

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 案件についての質問及び回答

ア 仕様書等に質問がある場合は、質問受付期間内に、書面又はかながわ電子入札共同システムの説明要求機能により行ってください。

イ 質問に対する回答は、令和7年12月25日（木）午後8時までに、かながわ電子入札共同システムに隨時掲載するほか、3の所属において文書により閲覧に供します。

（閲覧期間は、質問回答書の掲載日から入札締切日まで。所属における文書による閲覧は、事前に3の所属へ電話の上、期間中の平日午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分に行ってください。）なお、再質問は認められません。

ウ 質問受付期間内は仕様に関する質問を受け付け、質問及びこれへの回答は仕様の一部としているので、入札参加者は入札前に必ず質問等の有無及びその内容を確認したうえ入札してください。

(10) 落札者の決定方法等

ア 有効な入札書を提出した者のうち、神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。なお、このくじを辞退することはできません。

ウ 落札者は、速やかに契約を締結しないときは当該契約の相手方となる資格を失う場合があります。

(11) 苦情申立て

この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、政府調達に係る苦情の処理手続により、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（連絡先：神奈川県会計局調達課調達グループ 電話番号(045)210-6717）に対して苦情を申し立てることができます。

(12) 内訳書の提出

入札代理人はR A落札候補者の内訳書を3の所属あてに速やかに直接又は郵送により提出してください。

(13) 契約書の作成

- ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。
- イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

当該入札の落札決定の効果は令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和8年4月1日以降に令和8年度の予算発効した後に効力を生じるものとします。

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 231-8588

所 在 地 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎7階

機 関 名 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 予算・経理グループ

電話番号 (045) 210-1111 内線 8112

(14) その他の注意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。入札参加者が当該行為を行っていると認められ、公正な入札の執行ができないと認められる場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることができます。

イ 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

また、契約書を作成しない場合にあっては、落札者は、契約にあたり同条例に基づく契約解除等の条件が付されることに同意があったものとみなします。

ウ この契約に関し、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会から契約締結又は契約執行の停止を受けたときは、契約締結または契約の執行を停止する場合があります。

(15) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第17条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(16) 契約の効力の遡及

この入札の結果、契約の相手方と決定した者と締結する契約書には、契約書の作成が契約期間の開始日より後の日になった場合にあらかじめ備えるため、契約の効力は契約期間の開始日から生じることを約定する旨の、次の条文を設けています。

(契約の効力の遡及)

【①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】

- ① 第28条 この契約書への発注者と受注者の合意したことを証する電磁的措置を執った日が契約書第2条第5号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。
- ② 第28条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第2条第5号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(17) かながわ電子入札共同システムの操作に関する問合せ先

コールセンター（平日 午前9時00分～17時00分）

フリーダイヤル (0120)921-182

以上